

緊急経済対策における中小・小規模事業者向けの施策の概要（抜粋）

項目	内容
雇用の維持	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大（※） ※緊急対応期間（4月1日～6月30日まで） 助成率：中小企業 4 / 5（解雇等を行わない場合：9 / 10） 大企業 2 / 3（解雇等を行わない場合：3 / 4） 助成対象：雇用保険被保険者でない非正規雇用労働者も対象 <p style="text-align: right;">等</p>
資金繰り対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本政策金融公庫等の既往債務について実質無利子・無担保融資への継続、実質無利子・無担保融資での既往債務の借換 ○ 地方公共団体の制度融資を活用した民間金融機関でも実質無利子・無担保を受けることができる制度の創設、本制度での保証付き既往債務の借換 ○ 小規模事業者経営改善資金（マル経）の実質無利子化、実質無利子化での既往債務の借換 ○ 保証料減免を含む信用保証の強化・拡充 ○ 小規模企業共済の契約者に対し、掛金納付額の範囲内で無利子融資を実施 <p style="text-align: right;">等</p>
事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業収入が前年度と比較して大幅に急減した中小・小規模事業者等に対する新たな給付金（中小・小規模事業者等事業継続給付金（仮称）） ○ 中小企業生産性革命推進事業の特別枠（補助率の引上げ等）創設 ○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小・小規模事業者向け経営相談体制強化事業 <p style="text-align: right;">等</p>
税制措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収入に相当の減少があった事業者の国税・地方税及び社会保険料の納付猶予制度の特例（無担保かつ延滞税なしで1年間） ○ 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置（2分の1又はゼロ） ○ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長 ○ 特別貸付に係る契約書の印紙税の非課税 <p style="text-align: right;">等</p>

（注）令和2年度補正予算成立を前提となる点にご留意ください。